

季刊

労働おきなわ

2005 Autumn

NO.91



沖縄県観光商工部雇用労政課

目次

- Relay Essay
沖縄県女性就業援助センター所長 金城清子…………… 1
- 平成17年中小・中堅企業春期賃上げ要求・妥結状況…………… 2
- 平成17年中小・中堅企業夏季一時金要求・妥結状況…………… 3
- 沖縄県の労働相談の状況…………… 4
- INFORMATION…………… 6
石綿に関するお知らせ、労働保険に関するお知らせ
次世代育成支援に関するお知らせ
65歳定年制に関するお知らせ
賃金不払残業に関するお知らせ、労働通信教育口座のお知らせ
中退共のお知らせ
技能フェスティバルのお知らせ、いきいきシルバークフェアーのお知らせ
女性就業センター募集、能力開発講座募集
- 労働相談…………… 14
- 労働委員会だより…………… 15
- 労働経済指標…………… 16



表紙の写真は第30回勤労者美術作品展
写真の部で労福協会長賞を受賞した
嘉数和子さんの「収穫の季節」です
裏表紙は、でいご（県花）です

Relay Essay 42



女性が働きにできるとき

沖縄県女性就業援助センター 所長 金城清子

平均年齢33.7歳。これは、平成16年度に実施した女性就業援助センターの技術講習会受講生の平均年齢です。女性就業援助センターは、就職あるいは再就職を希望する女性に対して、就業に関する相談や就職に必要な技術講習を行うため設置された県の機関です。

事務所は、那覇市西にある県の三重城合同庁舎5階にあるセンターと沖縄市コリンザ内の沖縄相談所の2カ所で、平日の8時半から5時15分までオープンしています。

技能講習会の対象者が、学生や新卒者、妊婦等を除くため、30代を中心に20代、40代の女性が受講しています。50歳以上は、1割程度。彼女たちの多くは、結婚、子育て、親の介護などで離職し、改めて働きたいという意欲を持ち（働かざるを得ないという人もいますが）、そのために資格を取得しようとする人たちです。

子育てに一区切りつき、就職活動を始めたなら、相変わらずの高失業率でライバルは多く、職場の環境も変化が激しくて戸惑うことばかり。また、保母を希望しても、介護職につきたくても、パソコン使えますか、と聞かれる。せめてパソコンのワードやエクセルの資格を取りたい。あるいは、医療事務や介護事務などのきちんとした資格を持ちたい。何か資格がないと仕事につけない、という必死の思いで講習会に応募してきます。毎回、講習会の応募率は3倍ほど。高い応募率の背景には、講習会の時間帯が平日の午前9時半から午後3時半まで、というのもあるようです。男女共同参画の時代だといっても、家事や育児はまだまだ女性がやるものという役割意識が強く、両立させる時間帯の講習会が魅力になっています。

現在、女性就業援助センターでは、医療・介

護事務、経理事務、タクシードライバー養成、パソコンのワード・エクセルで、4科目15コースの講習会を行っています。

平成8年度から始めたタクシードライバー養成科は、今年も9月末から始まります。観光立県を掲げる県の施策もあって、ソフトで温かみのある女性タクシードライバーを増やし、さらに女性の職域を広げようと始まったこの講習も、平成16年度末までには205人を送り出しています。利用者には好評で、県タクシー協会からももっとも女性ドライバーを増やしたいとの話があります。因みに、平成16年度の受講生の平均年齢は41.0歳で、就業率は72.7%（平成8年度からの累計では85.8%）でした。高い失業率の中、中年女性の就職としては、かなり高い数値といえるでしょう。

さて、就労の意欲があり、経済的理由や生きがいを求めて求職活動をしていても、女性の場合は、年齢も大きなハードルとなっています。求人欄でも、35歳以上の採用募集は殆どなく、受講生選考の面接時に、厳しい現状を辛い表情で訴えてくる方が多いのも実態です。離婚率は全国一高く、また、未婚の母も多くて、母子家庭の発生率は全国平均の2倍といわれる本県では、女性の自立の観点からも事業の継続強化が求められます。

講習申し込み用紙のなかには、希望する職種や収入についての問いの欄がありますが、最も多い回答が、事務職で月収12、3万というものです。家事や育児で頑張りながら働く報酬として、月収12万という額の提示に、働きにできる女性の厳しい現実が重なり、切ない思いで眺めています。

平成17年中小・中堅企業春季賃上げ要求・妥結状況

平均妥結額 **3,490円** 平均賃上げ率 **1.42%**

- ◇ 県雇用労政課では、県内の平成17年中小・中堅企業春季賃上げ要求・妥結状況の結果をまとめました。
この調査は、企業規模1,000人未満で労働組合を有する県内の民間企業189社を対象に、6月30日時点での要求妥結状況を集計したものです。
- ◇ 今回の調査では、128社から回答が得られ、そのうち、妥結に至った企業は76社で、妥結率は79.2%となっている。
- ◇ 妥結額は、3,490円、賃上げ率は1.42%となっており、前年(3,591円、1.44%)と比べ、額で101円減、率で0.02ポイント下回った。

さらに、妥結企業数を時期別にみると、3月まで15社(前年15社)、4月27社(同33社)、5月15社(同18社)、6月19社(同18社)となっている。

- ◇ 産業別妥結状況をみると、妥結額の高い産業は、「情報通信業(6,127円)」、「卸売・小売業(4,265円)」、「医療、福祉、教育、学習支援業(3,958円)」などの順になっている。
逆に低い産業は、「複合サービス業、サービス業(1,000円)」、「飲食店、宿泊業(1,734円)」、「建設業(2,914円)」などの順になっている。

平成17年中小・中堅企業賃上げ要求・妥結状況

(平成17年6月30日現在)

事 項 産 業 別	企 業 規 模 1,000人 未 満				
	集計対象企業数 社	妥結前平均賃金 円	要 求 額 円	妥 結 額 円	賃上げ率 %
全 産 業 計	76	246,198	7,367	3,490	1.42
製 造 業 計	15	249,398	5,287	3,241	1.30
食 料 品 ・ た ば こ	9	246,496	4,445	2,934	1.19
化 学	1	X	X	X	X
石 油 ・ 石 炭 製 品	1	X	X	X	X
窯 業 ・ 土 石 製 品	1	X	X	X	X
鉄 鋼	1	X	X	X	X
金 属 製 品	2	184,287	6,000	3,720	2.02
農 林 水 産 業	0	-	-	-	-
鉱 業	0	-	-	-	-
建 設 業	3	247,068	4,401	2,914	1.18
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	4	251,554	5,940	3,610	1.44
情 報 通 信 業	6	318,900	23,246	6,127	1.92
運 輸 業	23	247,113	7,733	3,258	1.32
卸 売 ・ 小 売 業	12	229,516	4,818	4,265	1.86
金 融 ・ 保 険 業 ・ 不 動 産 業	3	213,634	3,904	3,404	1.59
飲 食 店 ・ 宿 泊 業	6	205,576	3,954	1,734	0.84
医 療 ・ 福 祉 ・ 教 育 ・ 学 習 支 援 業	2	242,042	7,500	3,958	1.64
複 合 サ ー ビ ス 業 ・ サ ー ビ ス 業	2	256,512	9,000	1,000	0.39

1 数値は、単純平均である。
2 「x」は企業数が少ないため、公表は差し控えました。

平成17年中小・中堅企業夏季一時金要求・妥結状況

平均妥結額 **458,759円** 平均要求額 **592,997円**

- ◇ 県雇用労政課では、県内の平成17年中小・中堅企業夏季一時金要求・妥結状況の結果をまとめました。
この調査は、企業規模1,000人未満で労働組合を有する県内の民間企業182社を対象に、7月31日時点での要求妥結状況を集計したものです。
- ◇ 今回の調査では、114社から回答が得られ、そのうち、妥結に至った企業は89社で、妥結率は89.9%となっている。
- ◇ 妥結額は、458,759円で、要求額は、592,997円となっている。
ベース平均賃金242,656円に対し、夏期一時金妥結額は、1.89月分となっている。
これを昨年と比較すると、要求額で、

28,369円増、妥結額では、7,421円減となっている。

なお、前年の妥結額が分かり、かつ今年の妥結額も把握できた企業同士で比較すると、今年460,944円、前年456,949円となり、3,995円増、率で0.87ポイント上回った。

- ◇ 産業別妥結状況をみると、妥結額の高い産業は、「情報通信業(852,446円)」、「石油・石炭製品(694,690円)」、「医療、福祉、教育、学習支援業(570,343円)」などの順となっている。
逆に低い産業は、「飲食店、宿泊業(304,113円)」、「建設業(314,814円)」、「金属製品(345,000円)」などの順となっている。

平成17年中小・中堅企業夏季一時金要求・妥結状況(企業規模1,000人未満)

(平成17年7月31日現在)

事 項 産 業 区 分	妥 結 集 計 対 象 全 企 業 の 妥 結 状 況				①のうち前年妥結把握企業の妥結状況		
	① 集計対象 企業数 社	② ベース平均 賃金	③ 妥結額	④ 要求額	⑥①のうち 前年も妥結し た企業数 社	⑦ 本年の妥結額	⑧ 前年の妥結額 円
全 産 業 計	89	242,656	458,759	592,997	84	460,944	456,949
製 造 業 計	24	244,112	487,690	559,201	23	485,652	501,290
食 料 品 ・ た ば こ	16	234,236	481,911	532,678	15	478,401	488,185
化 学	1	X	X	X	1	X	X
石 油 ・ 石 炭 製 品	2	364,956	694,690	912,224	2	694,690	839,939
窯 業 ・ 土 石 製 品	1	X	X	X	1	X	X
鉄 鋼	1	X	X	X	1	X	X
金 属 製 品	2	193,747	345,000	392,500	2	345,000	342,800
輸 送 用 機 械 器 具	1	X	X	X	1	X	X
農 林 水 産 業	0	0	0	0	0	0	0
鉱 業	0	0	0	0	0	0	0
建 設 業	6	228,224	314,814	454,674	6	314,814	280,264
電 機 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	5	238,086	509,973	584,991	5	509,973	495,170
情 報 通 信 業	6	334,506	852,446	1,165,956	6	852,446	832,924
運 輸 業	24	230,990	350,989	582,845	22	353,845	356,425
卸 売 ・ 小 売 業	9	229,565	484,519	540,828	7	489,157	474,078
金 融 ・ 保 険 業 ・ 不 動 産 業	4	219,972	503,366	503,366	4	503,366	515,355
飲 食 店 ・ 宿 泊 業	4	181,990	304,113	468,555	4	304,113	292,565
医 療 ・ 福 祉 ・ 教 育 ・ 学 習 支 援 業	5	288,678	570,343	617,318	5	570,343	520,382
複 合 サ ー ビ ス 業 ・ サ ー ビ ス 業	2	254,900	352,780	438,580	2	352,780	352,780

1 数値は、単純平均である。
2 「x」は企業数が少ないため、公表は差し控えました。

沖縄県の労働相談の状況

沖縄県では、労政事務所（那覇及びコザ中小企業労働相談所）において、労働者及び使用者並びに県民から、賃金未払いや解雇などの労働問題の解決に向けた相談窓口を設置しております。

ここでは、これまでに寄せられた相談事例の一部をご紹介します。

1 労働組合及び労使関係に関すること

相談者（労働者 正社員）

内容：労働組合を設置した場合など、関係機関に対して労働組合の登録をする必要はありますか。

回答：労働組合については、関係行政機関に届け出なくても、活動自体には大きな影響はありません。しかし、不当労働行為等が発生し行政機関に申し出て、関係法令の保護を求めるためには、労働組合の資格確認が必要となりますので、そのことに備えて事前に労働委員会に資格確認の届け出をしたほうが望ましいと思います。

2 労働条件に関すること

相談者（労働者 正社員）

内容：今の職場に勤めて1年以上になりますが、私の職場では1日の労働時間が9：00～18：00となっているが、週に2回程度は深夜まで労働させられる。しかも、18：00以降の残業については、残業代も支給されない。

回答：あなたの労働契約では、週5日制、1日の労働時間は8時間となっていることから、通常は8時間を超えて労働をさせる場合には、2割5分増しの賃金を、また午後10時以降の労働に対してはさらに2割5分増しの賃金を支払わなければなりません（休日の場合は3割5分増し）。

残業に関しては、タイムカードのコピーかメモをしてさかのぼって賃

金を計算して請求してください。また、この件については労働基準監督署にも訴えてください。

相談者（労働者 非正社員）

内容：あるスーパーで、週4日、1日6時間の内勤務のパートとして働いて1年あまりになります。年休を与えてくれず、休みを取ると賃金が引かれます。パートの場合、年休制度はどのようになっていますか。

回答：パートタイム労働者についても、当然に労働基準法が適用され、週所定の労働時間や勤務日数に応じて年休を与えなければならないとされています。

あなたの場合、週4日、1日6時間で週30時間未満の勤務となり、しかも1年余り働いているということですから、「7日」程の年休を取得することが出来ます。

その旨、スーパーの責任者に説明をし、年休が取れるように求めてください。

なお、それでも年休が取れないようでしたら、最寄りの労働基準監督署に対して、経営者を指導監督するように訴え出ることも出来ます。

相談者（労働者 正社員）

内容：社長から「仕事をしていない」という理由で、突然解雇を通告された。しかし、私はちゃんと仕事をしてきたと思っているが、社長は私の主張を聞いてくれない。この会社に務めて7年になるが、このような仕打ち

には納得がいかない。

回答：あなたのお話からすれば、解雇は不当なものだと思います。解雇にあたっては、第三者から見ても納得のできる合理的な理由がなければいけません。あなたも社長には辞めるとは言っていないということですので、労働基準監督署へ申告してください。

3 勤労者福祉に関すること

相談者（使用者）

内容：今度、新たな事業を立ち上げるため現在準備を進めているところですが、その際、従業員を雇用したら当然のこととして、社会保険・労働保険に加入しなければならないと思うが、保険料等の労使の支払い比率はどのようになるのか。

回答：雇用保険料と厚生年金及び健康保険料はおおよそ労使折半となっており、労災保険料は全額会社負担である。

会社を立ち上げるのであれば、各種保険について熟知している社会保険労務士に相談するのがベストだと思います。また、社会保険労務士は、就業規則の作成や国・県の各種制度資金等についても詳しいです。

4 男女雇用機会均等に関すること

相談者（労働者 正社員）

内容：ある会社に勤めているが、妊娠した場合、妊娠中に体調不良になったら、休みが取れるといった規定がありますか。

回答：妊娠した場合は、産前産後の休暇が法律上明記されていますが、産休に入る前の体調不良等で休暇が取れるような法律上の規定はないです。

一般的には会社の就業規則等で病休制度があれば、病休を申請して休むことになるのではないかと思います。そのような規定が会社にあるかどうかを確認したらどうでしょうか。また、体調不良という場合であっても、基本的には医師の診断書等の提出が義務づけられている場合が一般的です。会社と良く話し合ってください。



労働相談窓口

労働問題でお困りの際にはいつでもご相談ください。

沖縄県労政事務所（那覇中小企業労働相談所）

〒900-0029 那覇市旭町1番地（南部合同庁舎9階）

コザ中小企業労働相談所

〒904-0004 沖縄市中央2-28-1（コリンザ2階）

フリーダイヤル **0120-610-223**

石綿を取扱う作業等に従事していた方は 健康診断を受けましょう

石綿による健康被害が多発しており、今後も増加することが懸念されています。

下にリストアップされている作業に従事していた方は、石綿にばく露している可能性がありますので、最寄りの医療機関にご相談の上、胸部レントゲン検査等による健康診断の受診をおすすめします(受診の際、医師に自分が過去に石綿に係る作業を行っていた旨お伝え下さい)。

- ①石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉碎その他石綿の精製に関連する作業
- ②倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業
- ③以下の石綿製品の製造工程における作業
 - ・石綿糸、石綿布等の石綿紡績製品
 - ・石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品
 - ・ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット(パッキング)等に用いられる耐熱性石綿製品
 - ・自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品
 - ・電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品(電線絶縁紙、保温材、耐酸建材等に用いられている)
- ④石綿の吹付け作業
- ⑤耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業
- ⑥石綿製品の切断等の加工作業
- ⑦石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物、その附属施設等の補修又は解体作業
- ⑧石綿製品が用いられている船舶又は車両の補修又は解体作業
- ⑨石綿を不純物として含有する鉱物(タルク(滑石)、パーミキュライト(蛭石)、繊維状ブルサイト(水滑石))等の取扱い作業
- ⑩上記①～⑨の石綿又は石綿製品を直接取扱う作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける可能性のある作業

又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品

たばこを吸わない ようにしましょう

石綿を取扱う作業等に従事していた方は、発がんリスクを高めることになるので、たばこを吸わないようにしてください(石綿にばく露した方が喫煙をした場合、肺がんによって死亡するリスクが50倍以上になるといわれています)。

健康管理手帳制度や 労災補償制度があります

健康診断の結果、胸部レントゲン検査で一定の症状がある場合等は、最寄りの都道府県労働局に申請していただければ、健康管理手帳の交付を受け、無料で定期的に健康診断を受けることができます。

また、石綿肺、肺がん、中皮腫等を発症した場合には、それが石綿にばく露したことが原因であると認められれば、労災補償を受けることができます。

以下の相談機関にご相談下さい

○健康管理手帳、健康診断、労災補償について
のお問い合わせは…

沖縄労働局・各労働基準監督署まで

沖縄労働局安全衛生課	098-868-4402
沖縄労働局労災補償課	098-868-3559
那覇労働基準監督署	098-868-3431
沖縄労働基準監督署	098-982-1263
名護労働基準監督署	0980-52-2691
宮古労働基準監督署	0980-72-2303
八重山労働基準監督署	0980-82-2344

○石綿による健康への影響や治療方法について
のご相談は…

(独)労働者健康福祉機構
沖縄産業保健推進センターまで
電話 098-859-6175

『労働保険の成立手続きはお済みですか』

10月は「労働保険適用促進月間」です。

……未手続の事業主は早めに加入手続きを……

厚生労働省・沖縄労働局・労働基準監督署・公共職業安定所

労働保険は労災保険と雇用保険の総称で、労働者を一人でも雇用する事業主はすべて加入しなければならない政府管掌の保険です。

◆労災保険とは、業務災害や通勤災害を被った労働者やその家族のために必要な保険給付を行い、また、社会復帰の促進、援護等を行う制度です。

◆雇用保険とは、労働者が失業した場合に必要な給付を行い、生活の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて労働者の職業の安定を図るため、雇用安定事業、能力開発事業、雇用福祉事業を行う制度です。

労働保険への加入手続きがまだお済でない事業主の方は、お早めに手続き下さい。

なお、中小事業主の加入手続き等の事務処理の便宜を図るため、労働保険事務組合への事務委託制度がありますのでご利用をお勧めします。

《未手続事業に対する費用徴収制度について》
加入手続きを怠っていた場合は

労働保険は政府が管理、運営している強制的な保険であり、原則として労働者を一人でも雇っていれば、事業主は労働保険の加入手続きをとり、労働保険料を納めなければなりません。

なお、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の保険関係成立届けを提出していない期間中に、労働災害が生じ労災保険給付を行った場合、遡及して労働保険料を徴収するほか労災保険給付に要した費用の一部を徴収することとなっております。

☆沖縄労働局は労働保険の未手続事業一掃対策に強力に取り組んでいます。

詳しくは沖縄労働局労働保険徴収室
(TEL 098-868-4038) または、最寄りの労働基準監督署か公共職業安定所へお問い合わせ下さい。

あなたの会社では、行動計画の策定・届出はお済みですか？

仕事と子育ての両立を応援するための「一般事業主行動計画」の策定と届出は、301人以上を雇用する事業主の義務です。

「一般事業主行動計画策定届」の届出状況（7月末現在）

- 沖縄労働局に301人以上企業で届出済みの企業は83.5%（66社）
- 届出企業の15%が認定を目指す
- 行動計画期間は、3年が45%、2年が23%、5年が20%の順
- 行動計画の内容は、「育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境整備」が17%、「所定外労働の削減のための措置」が14%、「年次有給休暇の取得促進」が13%の順



行動計画に定めた目標を達成したことなど、一定の要件を満たせば、都道府県労働局長から認定を受けることができ認定を受けた事業主は左の認定マークを広告、商品、求人広告などにつけることが可能です。

301人以上を雇用する事業主は仕事と子育ての両立ができる雇用環境づくりなどについて、「一般事業主行動計画」を策定し、その旨を速やかに沖縄労働局雇用均等室に届け出なければなりません。また、300人以下の事業主については努力義務となっています。

あなたの会社では、育児・介護休業規定の改定はお済みですか？

平成17年4月1日より育児・介護休業法が改正されました。主な改正点は以下のとおりです。法に沿って規定を整備しましょう

- 一定の範囲の期間雇用者は、育児・介護休業がとれるようになりました。
- 一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで育児休業ができます。
- 常時介護を必要とする状態に至るごとに1回、通算して（のべ）93日まで介護休業ができます。
- 1年に5日まで、小学校就学前の子が病気・けがをした場合に、看護のために休暇が取得できるようになりました。

お問い合わせは



沖縄労働局雇用均等室
☎ 098-868-4380
那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎3階

ご存知ですか？ 65歳までの雇用確保措置！

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律が一部改正されました。

1. 高年齢者の安定した雇用の確保 【平成18年4月1日施行】

- (1) 高年齢者雇用確保措置の義務化
定年（65歳未満）の定めのある事業主は、次のいずれかの措置を講じなければなりません。

- ① 定年年齢の65歳までの引き上げ
- ② 65歳までの継続雇用制度の導入
- ③ 定年の定め廃止

※労使協定により②の継続雇用制度の対象となる基準を定め、当該基準に基づく制度を導入した場合は②の措置を講じたものとみなす

基準については、「書面による協定」の策定、就業規則の改定・届出を要しますので早めの対策をお願いします。

- (2) 65歳までの雇用確保措置に係る年齢の段階的引上げ
(年金の支給開始年齢の引上げスケジュールにあわせて)

- ・平成18年4月～平成19年3月 62歳まで
- ・平成19年4月～平成22年3月 63歳まで
- ・平成22年4月～平成25年3月 64歳まで
- ・平成25年4月～ 65歳まで

平成18年4月1日からは、少なくとも62歳までの雇用確保措置を講じなければなりません（平成25年4月1日以降は、65歳までの雇用義務）。

2. 高年齢者等の再就職の促進 【平成16年12月1日施行】

- (1) 求職活動支援書の作成・交付の義務化
- ・ 交付対象者
解雇等による高年齢者等（45歳以上65歳未満）離職予定者が再就職を希望し事業主に交付を求めた場合
 - ・ 再就職援助担当者の選任
- (2) 労働者の募集及び採用の際、年齢制限をする場合の理由の提示の義務化
- ・ 上限年齢が65歳以下のもの

3. シルバー人材センターが行う一般労働者派遣事業の特例 【平成16年12月1日施行】

- ・ 一般労働者派遣事業 → 許可を届出

夕方で残業、してませんか？ させてませんか？

11月は賃金不払残業解消キャンペーン月間です。

沖縄労働局労働基準部監督課

賃金不払残業は、いわゆるサービス残業のことですが、残業代（割増賃金）が支払われない残業は労働基準法違反になります。

賃金不払残業は、長時間労働や過重労働の温床ともなっており、その解消を図っていくことは、家族とのふれあいを含めた心豊かな生活を送るうえで大変重要です。

労使の皆さんが、一体となって賃金不払残業の解消に向け、取り組まなければなりません。

使用者に求められる役割
労働基準法違反である賃金不払残業を解消するには、労働時間を適正に把握する必要があります。したがって、使用者は賃金不払残業を起こすことのないよう適正に労働時間管理をしなければなりません。

お問い合わせは、
沖縄労働局（監督課098-868-4303）
又は最寄りの各労働基準監督署へ。

第43回 労働通信教育講座

10月中旬開講 申込受付中

総合コース 労働問題全般について体系的に学習できます

「労使関係の経済学」	猪木 武徳	（国際日本文化研究センター教授）
「労働組合」	神代 和欣	（横浜国立大学名誉教授）
「ヒューマン・リソース・マネジメント」	佐野 陽子	（嘉悦大学名誉教授）
「労働政策」	花見 忠	（上智大学名誉教授）
「年金・医療・労働保険」	高山 憲之	（一橋大学経済研究所教授）

受講料
各コース 18,000円（税込）
10日以上での申込は1名15,000円

学習期間
10月中旬～3月末

労働法コース 豊富な判例解説により労働関係法令を体系的に学習できます

「労働契約」	山口 浩一郎	（上智大学名誉教授）
「賃金・労働時間」	渡辺 章	（専修大学法科大学院教授）
「労働法の新しい展開」	中嶋 士元也	（放送大学教授）
「労使コミュニケーションと法」	諏訪 康雄	（法政大学大学院政策科学研究科教授）
「労災補償」	西村 健一郎	（京都大学大学院法学研究科教授）

教材
テキスト 毎月1冊（5回）
試験添削 5回

申込締切
9月30日

◆お申込・お問合せ

独立行政法人
労働政策研究・研修機構（JILPT）
労働通信教育講座事務局

後援：厚生労働省、（社）日本労使関係研究協会

〒177-8502
東京都練馬区上石神井4-8-23
Tel：03-5991-9091
Fax：03-5903-6114
E-mail：tsushin@jil.go.jp
http://www.jil.go.jp/tshshin/



中退共制度の魅力

国の制度なので安全・確実・有利です

1 適格退職年金制度からの移行先の一つです

中退共制度は、適格退職年金制度からの移行先として認められています。

2 管理が簡単です

従業員ごとの納付状況や現在の退職金額を事業主にお知らせしますので、退職金の管理が簡単です。

3 掛金の一部を国が助成します

【新規加入の場合】

（例）掛金月額2分の1（従業員ごとに上限5,000円）を加入後4カ月目から1年間、国が助成します。

【月額掛金を増額する場合】

掛金月額が18,000円以下の従業員の掛金を増額する事業主に、増額分の3分の1を増額月から1年間、国が助成します。

（20,000円以上の掛金月額からの増額は月額変更助成の対象にはなりません。）

※独自に補助金制度を設けている地方自治体もあります。

那覇市（労働農水課）・宜野湾市（産業振興課）・沖縄市（商工労政課）・浦添市（商工産業課）

4 掛金は全額非課税扱いです

掛金は、法人企業の場合は損金として、また個人企業の場合は必要経費として全額非課税となります。

5 過去の勤務期間通算や、企業間を転職した場合などの通算ができます



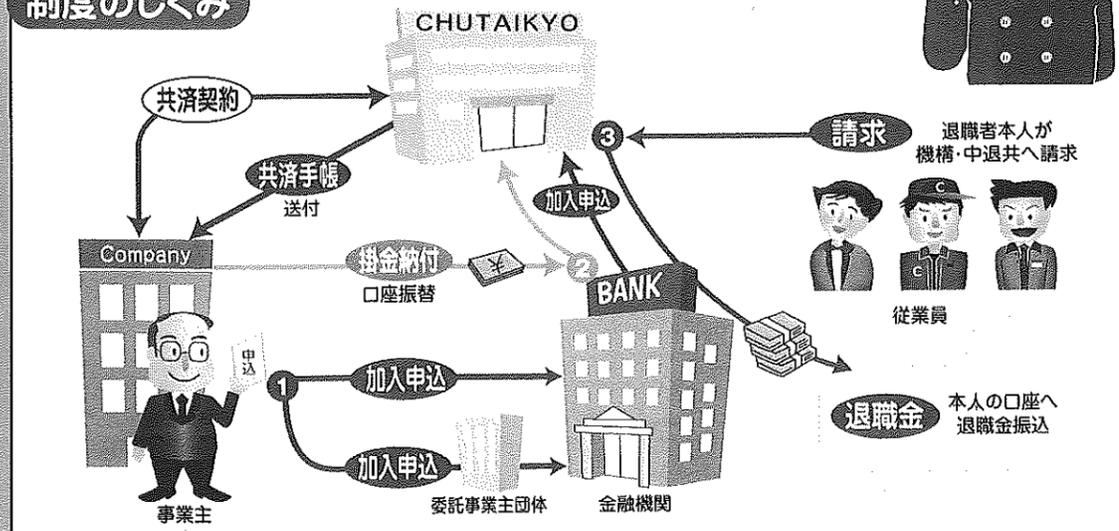
掛金の種類

月額5,000円から30,000円までの16種類です。パートタイマーなどの短時間労働者の場合、2,000円・3,000円・4,000円の特例掛金でも加入できます。

事業主の皆さん、ご存じですか？



制度のしくみ



金融機関または委託事業主団体（市町村の商工会、商工会議所等）に備え付けてある所定の申込書に、記入・押印のうえ窓口へ提出してください。

●中退共福岡相談コーナー（☎092-631-2551）

●中退共ホームページ <http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp>

お問い合わせ 県雇用労政課 TEL: 098-866-2366 FAX: 098-866-2355

技の祭典 「おきなわ技能フェスティバル2005」

1 開催内容

県立職業能力開発校、各技能士会、沖縄産業開発青年協会による施設紹介・作品展示実演、ふれあい教室、即売を行います。

展示・相談: 琉装袴、服、服のリフォーム相談、広告美術コンクール作品展示、各種防水材、垣根見本、畳製品資材他

実演: 止水防水の実技、野菜等県産食材の料理他

ふれあい教室: お手玉、巾着の製作、採寸・型取り、コサージュ作り、シルクスクリーン印刷、糸ノコ工作、エアブラシ（似顔絵）、六角形ゴザと円形畳の製作、貯金箱の製作、お正月用ドア飾りの製作他

販売: 那覇袴、服、バック、Tシャツ、鉢物、各種畳、フラワー装飾品他

2 開催日程

日時：平成17年10月15日（土）～
平成17年10月16日（日）
午前10時から午後5時

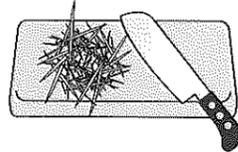
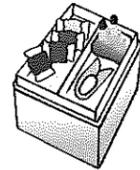
場所：県民広場
（沖縄県庁舎前・パレット久茂地角）

3 主催

沖縄県・沖縄県職業能力開発協会

4 問い合わせ

沖縄県職業能力開発協会
〒900-0036 那覇市西町3丁目14番1号
TEL 098 (862) 4278



2005年
第1回

シルバー人材センター事業について、県民へ広くかつ正しく普及することと併せ、現在入会している会員へも経験発表、サークル活動発表等を通じ当該事業の基本理念の再確認と意識の高揚を図ることを目的とする。

いよいよいよいよ シルバーフェア

健康いきいき、元気で働き、広がるユイメールの和

11月5日 時間 10:00～17:00

場所◎浦添市民会館

主催：(社)沖縄県シルバー人材センター連合
協力：県内シルバー人材センター(11センター)

連絡先 (社)沖縄県シルバー人材センター連合
TEL:098-871-0330(担当:和字慶)

女性就業センターからのお知らせ

沖縄県女性就業センターでは、女性の求職者に対して、就業に関する広範な相談を行うと共に就業に必要な技術などの講習を実施し、その就業援助を図るための事業を行っております。

本講習は、短期集中講座で就業に必要な技術の資格取得に向け指導していくもので、受講生のレベルに応じた講師のきめ細やかな指導で検定合格に結び付けられるのが特徴です。

平成17年度の10月以降のコースは下記の内容により、4コースの講習を実施します。

平成17年度技術講習日程表

	講習科目	講習期間	日数	講習曜日	会場	受付期間	定員
1	経理事務 (日商簿記2級)	11.25(金)～ H18.2.10(金)	28	月水金	県女性就業援助センター	10.11～21	30
2	ワード3級	11.14(月)～ 12.13(火)	20	月～金	名護市羽地支所	10.17～19	15
3	エクセル3級	H18.1.11(水)～ 2.9(木)	21	月～金	石川地域活性化センター舞天館	12.14～16	20
4	ワード3級	H18.1.30(月)～ 2.24(金)	20	月～金	県女性就業援助センター	H18.1.10～12	20

○応募資格

就業を希望する女性で、取得した資格を生かした職に就きたい方、講習の全日程に出席できる方（学生・新卒・妊婦及び2年以内の受講者を除く）

○講習期間

約1～2ヶ月の短期集中講座です
講習時間午前9時30分～午後3時30分

○受講料

無料（ただし、教材費・検定料は自己負担）

○申込方法

受付日に申込場所へお越しください
受付時間 9時～12時 13時～16時

○申込場所

- ・沖縄県女性就業センター（那覇）
那覇市西3-11-1（三重城合同庁舎5階）
TEL：098-863-1788
- ・沖縄県女性就業センター（沖縄相談所）
沖縄市中央2-28-1（コリンザ2階）
TEL：098-934-6607

平成17年度 **能力開発講座** 受講生募集

金融系
ファイナンシャルプランナー育成講座

平日1日間コース

対象者：県内在住で金融系企業へ就職を希望する35歳位までの求職者
開催予定：第2回 平成17年11月8日(火)～11月22日(火)
講座内容：ライフプランと資金計画、社会保険の基礎知識、公的年金の基礎知識、リスクマネジメント、損害・生命保険の基礎知識、金融資産の運用設計、不動産、タックスプランニング、相続・事業承継設計、ビジネスマナー
会場：北部生涯学習推進センター
申込締切：10月31日(月)

IT系
テクニカルサポートエンジニア育成講座

平日20日間コース

対象者：県内在住でIT系コールセンターに就職を希望する35歳位までの求職者
開催予定：第3回 平成17年10月25日(火)～11月22日(火)
講座内容：電話対応の基本、コールブレイキング、テクニカル研修、PC実践研修、コールセンターへの就職に向けて
会場：うるま市いちゅい具志川じんぶん館
申込締切：10月18日(火)
第4回 平成18年2月1日(那覇市)予定

申込み受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日は除く)
お申込・お問い合わせ (財)雇用開発推進機構 ☎098-859-7366 URL <http://www.empact.or.jp>

経歴詐称、二重就職(兼業)と懲戒処分について

相談内容

私は、現在の会社に就職する前に、4社ほど入退社を繰り返しましたが、現在の会社に入る際、4社も経験していることが不利になりはしないかと思い、4社のうちで最も在籍期間の短かった(3ヶ月)1社を履歴書に記載しませんでした。よく考えるとこのことは経歴詐称として懲戒処分の対象になるのではないかと悩んでいます。また現在、短時間ですが、終業後に全く違う種類の仕事内容でアルバイトをしています。このことも二重就職として懲戒処分の対象とならないでしょうか。

相談回答

経歴詐欺は、多くの企業が就業規則の中の懲戒事由としてしています。しかし、それがし細な経歴秘匿にすぎなければ、懲戒処分になじまないと考えられています。お尋ねの場合は、懲戒処分となるような重大な経歴詐称ではないと思われますが、経歴詐称そのものが会社の信頼を害することであることを認識しておく必要があります。また、二重就職(兼業)についても、多くの企業が就業規則の中で禁止規定を設けていますが、短時間のアルバイトや内職など、それが企業秩序を乱すことなく、企業への労務の提供にも具体的な影響を及ぼさないのであれば、就業規則で禁止されている二重就職には当たらないとされています。まず、就業規則を確認されることが先決ですが、短時間のアルバイトとはいえ、通常の勤務に影響が出ないように十分に留意してください。

ここがポイントです

①労働者が、採用時の履歴書の記載や面接などにおいて過去の経歴を偽り真実を隠す経歴詐称は、労働者の使用者に対する信義則違反として多くの企業が就業規則の中の懲戒事由としてしている。それは、労働者が労働契約締結時に信義則に違反し、労働者の提供する労働力の評価を使用者に誤らせ、その労働者の職種決定や職場配置だけでなく、賃金などの労働条件の決定にも影響を与え、ひいては企業秩序を侵害する危険があるからとされている。

②実際の適用は、し細な経歴秘匿にすぎないと認められる場合には、懲戒処分には該当しないとされ、また、詐称された経歴を事前に使用者が知っていれば採用されなかったであろうと考えられる場合や、詐称経歴が賃金その他の労働条件決定の重要な要素であると考えられる場合においては、その経歴詐称は懲戒処分に該当するとされている。

③二重就職(兼業)は、終業後の自由な時間帯の労働者の行動が原因で、労働契約の本旨に従った十分な労務の提供を受けることができなくなることをあらかじめ防止するため、就業規則において原則的に禁止することなどは適法なものとして解されている。しかし、判例の立場からすると、企業秩序を乱すか、乱す危険性のある競争企業との兼業、企業の信用失墜となる兼業、風俗営業など労働者としての品位を損なう業務との兼業、他企業と継続的雇用関係を持つ兼業などが懲戒処分の事由になるものと思われる。

労働委員会だより

沖縄県労働委員会

迅速な処理!
円満な解決!
簡単な申請手続で、手数料は無料!
もちろん秘密厳守!

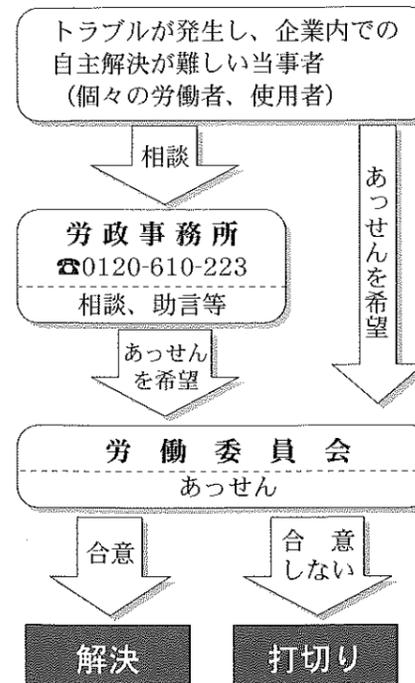
個別労働関係紛争あっせん制度のご紹介

～労使間のトラブルの解決をお手伝いします!～

今回は、当委員会が行っている、労働者個人と使用者の間で起きた労働条件等に関するトラブルを解決するための「個別労働関係紛争あっせん」制度とその取扱い実績についてご紹介します。

この制度は、労働問題に関して経験豊かな「あっせん員」が、労働関係トラブルの生じた当事者からお話を聴いて、双方の問題点を整理して助言等を行い、双方の歩み寄りによる解決の援助を行うものです。「どちらかが悪い」といった法的な決着をつけるものではありませんので、裁判等と比べより簡易、迅速かつ柔軟なトラブル解決が期待できるというメリットがあります。

■ あっせんの流れ



Q&A

Q1 どんなトラブルが対象になるのですか?

「労働条件、その他労働関係に関すること」で、「個々の労働者と使用者間の紛争」を取り扱います。例えば、「突然、解雇を言い渡された」などの解雇問題や賃金、賞与、労働時間、休日・休暇、昇給、配置転換、出向、退職手当に関するトラブルなどです。

ただし、次のような場合は対象外となります

- ◆裁判所において確定するか、和解、調停が成立した紛争
- ◆国の機関であっせん中又はあっせんが成立した紛争
- ◆労働条件等に関するトラブル以外の個人的な紛争

(※詳細はお問い合わせください)

Q2 あっせんは誰でも申請できますか?

県内の事業所に勤務する労働者、若しくは勤務していた労働者又は使用者のいずれも申請できます。「パート職員」「派遣職員」の方も大丈夫です。

Q3 「あっせん員」とはどのような方ですか?

「あっせん員」は「あっせん員候補者名簿」に記載されている公益委員(大学教授、弁護士などの学識経験者)、労働者委員(労働組合の役員など)、使用者委員など(企業経営者、使用者団体役員など)の中からそれぞれ1名が指名されます。

■ これまでの実績

制度スタートからこれまでの間に取り扱ったあっせん申請のうち約75パーセントの事件は、当事者双方があっせん案を受け入れて円満に解決しています。

終結した事件の平均あっせん回数は1.7回、平均所用日数は19日となっており、また、その主な内容は、解雇、諸手当や退職一時金等の賃金、配置転換に関する事などとなっています。

【お問い合わせ先】

沖縄県労働委員会事務局(県庁2階)

電話: 098-866-2551 FAX: 098-866-2554 Eメール: aa160008@pref.okinawa.jp

ホームページ: <http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=195>

(※ホームページでは、トピックスとしてあっせん事例等も掲載していますのでご覧ください。)

沖縄県労働経済指標

項目 年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者数 千人	完全失業者率 %	一般職業紹介状況				消費者物価指数 H12=100	
	一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	那覇市	全国
	全国	沖縄県	全国	沖縄県			求職者数	求人数	求人倍率			
	千人	人	千人	人	千人	%	人	人				
平成6年	34,499	233,594	5,876	36,351	29	5.1	19,136	3,661	0.19	1,122	98.0	98.6
7年	34,684	226,701	5,961	43,677	33	5.8	20,429	3,777	0.18	1,270	98.0	98.5
8年	34,807	209,593	6,152	46,479	38	6.5	20,129	4,535	0.23	1,358	98.2	98.6
9年	34,875	210,829	6,438	45,096	36	6.0	21,678	5,270	0.24	1,592	99.4	100.4
10年	34,602	210,290	6,721	45,036	47	7.7	24,391	4,526	0.19	1,328	100.2	101.0
11年	35,033	259,350	8,502	58,059	51	8.3	26,170	5,771	0.22	1,457	100.2	100.7
12年	34,682	262,400	8,779	55,173	50	7.9	27,487	7,759	0.28	1,858	100.0	100.0
13年	34,281	256,145	9,097	56,817	53	8.4	29,774	7,875	0.26	1,823	99.0	99.3
14年	33,656	261,222	9,472	49,238	52	8.3	30,625	9,158	0.30	1,937	97.9	98.4
15年	33,213	260,403	9,685	53,843	49	7.8	31,037	11,220	0.36	2,253	97.6	98.1
16年7月	32,189	280,938	10,827	75,882	54	8.4	33,750	12,785	0.41	2,508	97.6	97.9
8月	32,154	280,893	10,844	76,330	49	7.7	33,274	12,973	0.41	2,448	98.1	98.0
9月	32,051	282,877	10,886	74,618	49	7.7	33,529	13,367	0.41	2,552	98.1	98.3
10月	31,954	281,433	10,970	74,134	51	8.0	33,508	13,790	0.42	2,600	98.4	98.8
11月	32,032	283,438	10,925	73,943	46	7.3	33,004	14,879	0.44	2,764	98.3	98.6
12月	31,923	285,391	11,062	72,971	46	7.2	30,512	14,236	0.45	2,118	97.6	98.1
17年1月	32,105	273,784	10,779	86,442	50	7.7	31,479	14,936	0.44	2,408	97.0	97.6
2月	31,894	273,117	10,851	87,965	48	7.4	31,990	15,462	0.44	2,436	96.9	97.4
3月	31,760	271,350	10,834	88,928	51	8.0	34,458	16,806	0.42	2,810	97.3	97.7
4月	32,334	273,520	10,730	91,516	47	7.3	36,488	16,067	0.44	2,278	96.8	97.9
5月	32,346	274,991	10,814	91,486	51	7.8	37,399	15,312	0.45	2,470	97.4	98.2
6月	32,351	276,124	10,904	90,216	50	7.7	37,022	14,805	0.45	2,836	97.0	97.7
資料出所	県 統 計 課					沖 縄 労 働 局					県統計課	

項目 年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
							円	円	円	円	円	円
平成6年	158.7	164.2	147.7	154.9	11.0	9.3	401,128	314,120	300,992	245,494	100,136	68,626
7年	159.1	164.8	147.7	155.7	11.4	9.1	408,864	318,395	308,023	248,230	100,841	70,165
8年	159.9	167.1	147.8	157.0	12.1	10.1	413,096	296,807	312,034	234,209	101,062	62,598
9年	158.3	161.8	145.8	151.4	12.5	10.4	421,384	298,441	316,622	235,635	104,762	62,806
10年	156.6	162.4	145.2	152.5	11.4	9.9	415,675	297,257	315,829	235,258	99,846	61,999
11年	153.5	161.3	142.4	150.1	11.1	11.2	396,291	336,248	306,167	264,785	90,124	71,463
12年	154.9	162.2	143.3	150.9	11.6	11.3	398,069	327,432	308,930	262,037	89,139	65,395
13年	154.0	162.4	142.8	151.1	11.2	11.3	397,366	318,669	309,254	258,020	88,112	60,649
14年	153.1	159.1	141.7	149.4	11.4	9.7	387,638	323,993	305,700	262,059	81,938	61,934
15年	153.8	158.3	141.7	148.4	12.1	9.9	389,664	318,438	307,471	257,227	82,193	61,211
16年7月	157.9	156.5	145.6	147.9	12.3	8.6	442,574	294,305	299,568	234,951	143,006	59,354
8月	149.8	152.5	137.9	143.8	11.9	8.7	316,012	252,760	297,532	233,991	18,480	18,769
9月	153.1	152.5	140.9	143.5	12.2	9.0	303,176	236,851	298,648	233,577	4,528	3,274
10月	152.5	151.2	140.1	142.0	12.4	9.2	305,910	235,076	300,276	234,653	5,634	423
11月	155.4	153.5	142.6	144.6	12.8	8.9	328,250	236,669	300,784	234,216	27,466	2,453
12月	153.3	153.1	140.4	143.8	12.9	9.3	725,304	513,700	300,775	236,030	424,529	277,670
17年1月	143.6	152.0	131.4	143.4	12.2	8.6	312,710	233,241	298,172	232,189	14,538	1,052
2月	148.3	147.6	136.0	139.6	12.3	8.0	303,358	229,821	299,038	228,714	4,320	1,107
3月	153.8	155.0	141.3	146.1	12.5	8.9	313,062	235,273	300,451	232,098	12,611	3,175
4月	158.1	155.0	145.2	146.2	12.9	8.8	311,690	236,791	304,121	235,456	7,569	1,335
5月	146.0	150.3	134.0	142.4	12.0	7.9	305,479	231,008	298,291	229,362	7,188	1,646
6月	158.4	155.6	146.2	148.3	12.2	7.3	569,304	389,115	300,827	231,293	268,477	157,822
資料出所	県 統 計 課											

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値
 注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上
 注) 平成16年12月以前の季節調整値は新季節指数により改訂

「労働おきなわ」91号 (琉球労働から通巻165号)

2005年9月30日発行

編集・発行 沖縄県観光商工部雇用労政課
 〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2
 TEL(098)866-2366 FAX(098)866-2355
<http://www.pref.okinawa.jp/rosei/>

発行人 石垣泰生
 印刷所 株式会社 ちとせ印刷
 〒901-2131 沖縄県浦添市牧港2-1-5
 TEL(098)879-5814 FAX(098)877-8002